

## 「通抜要」について

## A Study of Kayoibatsuyo

陶 智子

SUE Tomoko

「通抜要」(架蔵)は、半紙本で、料紙は楮紙、袋綴じ、仮綴、一冊、一面七行、墨付き八丁である。表紙中央に「通抜要」と墨書されているが、「通抜要抄」と「配酌抜要抄」との二つからなる。巻末に以下のようなある。

右通配酌抜要雖為秘／事依御執心深令相伝畢／努々不可有他言者也

根岸東左衛門尉／資康

右に見られる「根岸東左衛門尉資康」は、水嶋系の諸礼家である。本書が根岸資康自筆か否かは不明。その名が伝系に記された礼法書が多く現存する。着目すべき諸礼家の一人といえよう。その伝記については拙著

『近世小笠原流礼法家の研究』(新典社)一三九ページを参看されたい。

内容からすると、「通」は「かよい」と読み、給仕の意味で使われている。「配酌」は特に酒席での給仕等のことである。「抜要」は、要点を抜き出したもの、といった意味である。「抜要集」は諸礼家流の代表的な礼法書の一つであるが、それにならったものかと思われる。「抄」はすべてではないことを意味している。

江戸時代、諸礼家と称される小笠原流礼法家たちは、礼法教授にあたり、どのような内容を教えるかをしめす「目録」を授与した。本書にも見られるが、その項目が何条あるかを示すことが常である。なお同じ題の目録でも諸本によって条数の多寡があることがあり、このことは相手によって教授内容が異なることがあったことを示している。

また本書のように、「通抜要抄」と「抄」を付けて「抄録」であることを示すのは、管見に入る水嶋ト也が直接かかわった伝書には見られない。奥書に、伝系を付さないことは珍しいことではない。また例えば架蔵「愛敬之守次第」の巻末には以下のようにある。

右一卷家流之秘事タリトイエトモ／依御執心深記進畢努々不可／有外見者也

小笠原大膳大夫

同 左京大夫

続 略之

牟礼与八郎

(朱印・花押)

弘化二巳年九月廿二日

江口三貞殿

このように「略」された旨が記されることもある。

本書の場合も伝系が略された可能性があるが、根岸資康の名のみが記され、それに「抄」とあることを考え合わせると、根岸資康の編である可能性も指摘できる。他に伝本が知られず、比較できないため、不明としかいえないが、「抄」とあることからして根岸資康編の可能性が高いと思われる。

本書は虫損がはなはだしく、難読の箇所もあるが、孤本であり、礼法

書の目録の歴史の上で、看過できぬものと考えられるので、ここに翻刻する。翻刻にあたり、旧字体は新字体にあらため、虫損による難読は□で示した。

〔翻刻〕

通抜要抄

- 一 三方熨斗出様事
- 一 御茶通事
- 一 手永膳持様事
- 一 貴人御老人通事
- 一 両貴人通事
- 一 二行列座事
- 一 衛懸通事
- 一 上座帰末座帰事
- 一 膳据様事
- 一 食鉢持出様事
- 一 食再進取高下事
- 一 汁替様事
- 一 台引物事
- 一 精進魚類肴出様事
- 一 引盃置盃置様事
- 一 吸物引替様事
- 一 湯并水事
- 一 膳下様事
- 一 茶菓子事
- 一 濃茶持出様事
- 一 面々菓子事
- 一 鞠場通事
- 一 古法近代膳下様事
- 一 生飯取事 付僧俗心持事
- 一 七五三五々三事
- 一 七結五結事
- 一 □〔註・「本」か〕式湯漬喰様事
- 一 同汁菜喰様事
- 一 常食喰様事
- 一 二三之汁事
- 一 食汁懸心持事
- 一 移箸膳渡事
- 一 小串小板之類事
- 一 香物事
- 一 相伴心持事
- 一 三羹事
- 一 三麵事
- 一 湯薬 付茶出様事
- 一 三羹三麵喰様事
- 一 三峯膳事
- 一 同喰様事
- 一 〔一ウ
- 一 〔一才
- 一 〔三ウ
- 一 〔三ウ

富山短期大学紀要第四十卷

一	鷹鳥出様事		
一	同喰様事		
一	同汁喰様事		
一	具足餅出様二品事		
一	向菜事		
一	同膳据様事		
一	同喰様事	「四才	
一	赤飯強飯事		
一	芳飯事		
一	白粥事		
一	粽解様事		
一	糯喰様事		
一	湯茶吞心持事		
一	□□(註・「菓子」か)喰ノ心持事	「四ウ	
一	通身形事		
一	通之者心持事		
一	以上五十七ヶ条終		
		「五才	
	配酌拔要抄		
一	銚子提子持様事		
一	銚子提子請取渡事		
一	盃出様事		
一	酌取様事		
一	盃給様事上中下		
一	盃□(註・「上」か)様上中下事		「五ウ
一	肴挟様上中下事		
一	肴戴様上中下事		
一	小流飲様事		
一	大流飲様事		
一	御前召出飲様事		
一	貴人御酌酒吞様事		
一	酌盃取扱高下事		「六才
一	酌加高下事		
一	酌二立高下事		
一	嶋台土器数事		
一	中飲事 付大中飲事		
一	錫酌取様事		
一	間錫酌事		
一	鞠場酌事		「六ウ
一	月見酌事		
一	鷹匠江酒盛様事		
一	神酒戴様事		
一	軍陣酌事		
一	盃台押台事		
一	三方盃挟肴事		
一	押台古法近代事		「七才

一 挟肴取肴事

一 公卿物事

一 取据之肴星物と云事

一 食籠真草事

一 折重箱事

一 折食籠 付盛物事

一 草木改敷二鋪様事

一 引出物出入前後高下事

一 婚礼酌事

一 中之結酌事

一 末座大結事

一 以上三十八ヶ条終

右通配酌拔要雖為秘

事依御執心深令相伝畢

努々不可有他言者也

根岸東左衛門尉

資康

「七ウ

「八才

「八ウ